

長与町農業委員会委員候補者
評価委員会会議録

令和8年4月28日

長与町農業委員会

長与町農業委員会委員候補者評価委員会

1. 日 時 令和8年4月28日(火) 10時00分から11時00分

2. 場 所 長与町役場4階第1委員会室

3. 出席委員(5名)

委員長 長崎県地域普及課課長代理 松尾 まゆみ
副委員長 長与町認定農業者会会長 白崎 純範
委 員 (一社)長崎県農業会議次長 内藤 健一
長与町建設産業部部長 山崎 禎三
長与町建設産業部産業振興課課長 永石 大祐

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 農業委員会委員候補者の募集状況について
第2 長与町農業委員会委員候補者の評価について

6. 長与町長 吉田 慎一

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 荒木 啓二
主 査 池原 和人

事務局

皆さん、おはようございます。定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、ただいまから、長与町農業委員会委員候補者評価委員会を開催させていただきます。私は、農業委員会事務局長を拝命しております荒木と申します。どうぞよろしく願いいたします。まず初めに、会の成立について、報告いたします。

長与町農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱第4条第2項により、この会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっております。本日は、委員5名全員の出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、会が成立することを報告いたします。それでは、

次第に沿って進めてまいります。まず始めに吉田町長に、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

町長

長与町農業委員候補者評価委員会の開催にあたりまして、ご多用の中ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、日頃より皆さま方には、本町の農地利用対策等につきまして、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町の農業は、みかん栽培を中心に行われておりますが、農業者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境は厳しいものがございます。そのような中、農業委員会の新たな業務としまして、「地域計画」の実現に向けたブラッシュアップを図るために、農業従事者への、よりきめ細やかな意向の確認を行う事などが求められております。

本町農業委員会では、将来の地域農業の担い手である若手農業者や女性農業者の意見を集約するために「若者懇談会」を開催するなどの取り組みを行っている所であり、この取り組みは全国的にも大変注目をされております。農業委員会のこのような活動は、本町の農業政策を実施していく上で、大変重要な役割を担っていただいております。

本日は、農業委員の任期満了にあたり、次期農業委員に応募していただいた12名の方につきまして、評価をお願いしたいと存じます。様々な観点から評価いただきますよう、よろしく願いいたします。

結びになりますが、本日もご出席いただきました皆さま方の今後ますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。続きまして、次第の3委員の紹介としまして、5名の委員の皆さまを、事務局から紹介させていただきます。

長崎県県央振興局長崎地域普及課課長代理 松尾 まゆみ様です。

長与町認定農業者会会長 白崎 純範様です。

一般社団法人長崎県農業会議次長 内藤 健一様です。

長与町建設産業部部長 山崎 禎三様です。

長与町産業振興課課長 永石 大祐様です。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の4 役員選出に移ります。評価委員会設置要綱第3条第2項、及び第4条第1項の規定により、会に委員長及び副委員長を互選により置くこととし、委員長が議長となることとなっております。どなたか立候補、又はご推薦される方はいらっしゃいませんか。

【立候補・推薦なし】

事務局

それでは、事務局から案をお示してよろしいでしょうか？

【異議なし】

それでは、松尾委員に委員長を、白崎委員に副委員長をお願いしたいと思えます。皆さまいかがでしょうか。

【異議なし】

事務局

それでは、お二人にお願いすることにいたします。お二方よろしくお願ひいたします。ここで吉田町長におかれましては、公務の都合により退出とさせていただきます。

【町長退室】

事務局

それでは、このあとの議事の進行につきまして、松尾委員長お願いいたします。

議長

ただいま委員長に就任いたしました、松尾です。よろしくお願ひいたします。さっそくですが、議事に入ります。議題1 農業委員会委員候補者の募集状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

今回は、現長与町農業委員及び長与町農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選となります。定数についてですが、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例において、農業委員会の委員の定数は12人、推進委員の定数は8人と定めております。農業委員候補者の募集については、3月2日から3月30日までの29日間行いました。

また、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の候補者募集についても、同時に行っております。募集方法としましては2月25日に募集要領を各実行組合長様宛に郵送しています。

3月2日に町のホームページに募集記事を掲載いたしました。なお、応募状況に

については、3月16日時点の中間報告と、募集終了後の最終報告を、町のホームページにて公表いたしております。

応募の結果につきましては、10ページに候補者一覧として掲載しておりますのでご覧ください。受付順に掲載しております。表の右から2列目に推薦・応募の区分を設けておりますが、推薦での申し込みが10名、応募による申し込みが2名となっております。詳しい内容につきましては、後ほどお一方ずつ紹介させていただきます。

続きまして、農業委員候補者の評価基準について説明いたします。3ページの長与町農業委員の候補者評価基準をご覧ください。この評価基準は、上から順に重要な項目を掲載しております。本日はこの評価基準を基に、評価をお願いしたいと存じます。基本的には、1と2の基準を確認していただくことで、評価を行うことができると考えております。

内容について順に説明いたします。1.制度的に決められている基準ですが、必須条件として(1)と(2)があります。(1)の認定農業者及びそれに準ずる者は定数の過半数以上を占めている必要があります。本町では定数が12名ですので、7名以上となります。今回は「該当」が4名「準ずる者」3名「非該当」5名となっております。

次に、1の(2)農業委員会所掌事務に関し利害関係を有しない者が1名以上含まれているか、でございますが「利害関係を有しない者」とは、農業者ではないという意味になります。それにつきましては1名の応募があっており、候補者一覧の8番の方が該当いたします。

なお、(3)の男女間及び年齢間のバランスは考慮されているかでございますけれども、今回は男性6名女性6名、30代1名、50代2名、60代6名70代2名、80代1名となっております。

次に、2.円滑な業務推進のために配慮すべき基準につきまして説明いたします。まず、(1)の農業委員会所掌事務に関し、「利害関係を有する者の基準」。これは、農業者に対する基準ですが①から③がございます。

評価の際の、配慮する内容をあげております。

①として、地域的なバランスが取られているか。次に②として、候補者の営農形態のバランスが偏っていないか。そして③として、農業委員の経験がある人とない人のバランスが考慮されているか。この3点でございます。

①につきましては、本川内郷、岡郷、嬉里郷、高田郷から2名ずつ、斉藤郷、平木場郷、丸田郷、吉無田郷から1名ずつとなっております。②につきましては、ア果樹1が3名、イ果樹2、ウ果樹3、エ果樹4、オ果樹5が1名ずつ、キ果樹+水稻が3名、ク施設野菜+水稻が1名です。③につきましては、委員経験者が7名、未経験者が5名となっております。

次に(2)は、農業委員会の所掌事務に関し「利害関係を有しない者」。つまり「農業者以外の者」の基準です。優先する内容として①から③をあげております。

この中で、①の職を有する者を優先する、というのは、法律の中で、農業に関する識見を有する者の中から農業委員を任命するようになっており、それに沿って定めた

ものです。

最後の3は、個人要件に係る基準としてこれまで申しあげました、1と2の基準で評価してもなお、候補者の選定に至らない場合を想定しています。(1)優先すべき基準として①から③を定めております。①応募理由に優先すべき理由がある場合は優先する。②農業関係団体の役員を優先する。③経営規模又は耕作面積が大きい者を優先する。としております。

次の(2)農業委員となることができない者の基準です。これは法によって定められております。①破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者。②拘禁以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又は受けることがなくなるまでの者。この2つにつきましては、事務局で事前に照会を行いました。その結果、全員が該当しないと確認できておりますので報告いたします。

最後の(3)農業委員候補者として相応しくない者の基準ですが、①におきましては、該当者はいないと思います。②に関しては、この会の中で決定していただくものです。

以上で、農業委員会委員候補者の募集状況及び評価基準の説明を終わります。

評価につきまして、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

【意見・質問なし】

議長

それでは、議題2の長与町農業委員会委員候補の評価に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、これより各候補者について説明を申し上げます。これまでは、候補者お一人ずつ説明をし、その都度評価をしていただいていたのですが、今回から少し変更させていただきます。流れといたしましては、まず認定農業者「該当」の方4名について事務局より説明いたします。その後質問等をまとめてお受けした後に、候補者お一人ずつについて評価を行っていただきます。認定農業者に準ずる者3名、利害関係を有しない者1名、認定農業者「非該当」の者4名につきましても、それぞれ同じ流れで行いたいと思います。

なお、評価の決し方は4ページに掲載しています、「長与町農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱」第4条第3項の規定により、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は委員長が決するところとなっております。よろしく願いいたします。では、10ページをご覧ください。

はじめに、必須条件の1点目であります、認定農業者の評価からお願いいたします。先ほど説明いたしました、農業委員のうち認定農業者及びそれに準ずるが過

半数を占めることとなっております。委員の定数が 12 名のため 7 名が必要となりますが、認定農業者は受付番号 3 番、6 番、9 番、11 番の 4 名です。認定農業者に準ずる者は受付番号 2 番、4 番、12 番の 3 名で合計 7 名となります。

委員 質問です。7 番の柿本 透さんは経営面積が 232 a あるのにどうして非該当なんですか？

事務局 柿本さんにつきましては、地域計画にも位置付けられていて経営面積も広く耕作されていますが、農業委員会に関する法律、施行規則に定める「準ずる者」には該当しないと判断しています。非該当としていますが、柿本さんは土地改良区の役員や農業委員会の事務局長などを歴任されている方なので農業委員として十分活躍される方だと考えております。

それでは引き続き説明をいたします。まず始めに、認定農業者「該当」の方に 4 名について説明いたします。

受付番号 3 番の山口 多美子さんは現農業委員であります。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『水稲、野菜、果樹』です。経営面積は 452 a です。推薦の理由は記載されたとおりです。中通実行組合からの団体推薦となっております。

次に受付番号 6 番の水谷 勉さんは現農業委員で会長を努めております。住所、年齢、職業及び経歴は、記載のとおりです。農業経営の状況は『水稲、野菜、果樹』です。経営面積は 210 a です。推薦の理由は記載されたとおりです。佐敷川内実行組合からの団体推薦となっております。

次に受付番号 9 番の原田 正利さんは、現農業委員であります。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『果樹』です。経営面積は 200 a です。推薦の理由は記載されたとおりです。佐敷川内実行組合からの団体推薦となっております。

次に受付番号 11 番の栗山 将和さんは現農業委員であります。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。この方は年齢 39 歳と若い方でございます。農業の経営状況は『果樹』です。経営面積は 250 a です。推薦の理由は記載のとおりです。東高田実行組合からの団体推薦となっております。以上です。

議長 ただいま、3 番、6 番、9 番、11 番の方について説明がありましたが、何か質問及びご意見はございませんでしょうか。

議長 他に質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議長 それでは、お一人ずつ評価を行います。3番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、3番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に6番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、6番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に9番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、9番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に11番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、11番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。続いて認定農業者に準ずる者の説明をお願いします

事務局 それでは、資料の7ページをお開きください。農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項各号に認定農業者に準ずる者を定めています。受付番号2番、4番、12番の3名について説明いたします。

受付番号2番の濱口 益子さんは同規則第2条第1項口の認定農業者の行う耕作又は用地区の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族にあたる方です。農業委員の経験はありません。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『水稻、野菜、果樹』です。経営面積は285aです。推薦の理由は記載されたとおりです。白津実行組合からの団体推薦です。

次に受付番号4番の辻 裕一さんは同規則第2条第1項りに該当するものとして町が認定している「基本構想水準到達者」である個人となります。農業委員の経験はありません。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『水稻、果樹』です。経営面積は326aです。推薦の理由は記載されたとおりです。洗切実行組合からの団体推薦となります。

次に受付番号12番の池田 八千代さんは同規則第2条第1項りに該当するものと

して町が認定しています「基本構想水準到達者」である個人となります。現農業委員であります。住所、年齢、職業及び経歴は、記載のとおりです。農業経営の状況は『水稻、野菜、果樹』です。経営面積は130.6aです。推薦の理由は記載されたとおりです。横道実行組合からの団体推薦となります。以上です。

議長 　　ただいま2番、4番、12番の方について説明がありましたが、何か質問及びご意見はございませんでしょうか。

【意見・質問なし】

議長 　　それでは、お一人ずつ評価を行います。2番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 　　それでは、2番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に4番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 　　それでは、4番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に12番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 　　それでは、12番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。

　　以上、認定農業者4名、準ずる者3名について評価が終了しました。評価の結果、認定農業者及びそれに準ずる者が、定数の過半数を占めるという必須条件も満たしました。それでは次に、必須条件の2点目、利害関係を有しない者の委員についての評価を行います。事務局お願いします。

事務局 　　利害関係を有しない者の委員として、受付番号8番の崎山 光子さんより、応募いただいております。現農業委員で職務代理を務めております。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。応募の理由としては、候補者は、若手就農者や女性農業者の意見を聴く「若者懇談会」の中心的な役割を担ってきており、この取り組みを今後の長与町の農業の未来に繋げていけるよう活動を前に進めて行きたいという事です。以上です。

議長 受付番号8番の方の説明がありましたが、何か質問及びご意見はございませんか。〇〇委員。

委員 委員の年齢制限はないのでしょうか？

事務局 年齢制限はありません。

議長 他に質問はございませんでしょうか。

【意見・質問なし】

議長 それでは、8番の方を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

それでは、8番の方は農業委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。最後に認定農業者「非該当」の者の評価に移りたいと思います。事務局よろしく願いします。

事務局 受付番号1番、5番、7番、10番の4名について説明いたします。

受付番号1番の山崎 真由美さんは農業委員の経験はありません。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『果樹』です。経営面積は30aです。推薦の理由は記載されたとおりです。高田越実行組合からの団体推薦となります。

次に、受付番号5番の吉川 直行さんは応募による届出です。農業委員の経験はありませんが、現農地利用最適化推進委員です。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『野菜、果樹』です。経営面積は40aです。応募の理由は記載されたとおりです。

次に、受付番号7番の柿本 透さんは現農業委員であります。また、元農業委員会事務局長をされた方です。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『野菜、果樹』、経営面積は172aです。推薦の理由は記載されたとおりです。木場実行組合からの団体推薦となります。

最後に、受付番号10番の田中 美佐子さんは農業委員の経験はありません。住所、年齢、職業及び経歴は記載のとおりです。農業経営の状況は『水稻、野菜、果

樹』です。経営面積は76aです。推薦の理由は記載されたとおりです。山の口実行組合からの団体推薦となります。以上です。

議長 　　ただいま1番、5番、7番、10番の方について説明がありましたが、何か質問及びご意見はございませんでしょうか。〇〇委員

委員 　　先ほど〇〇委員からお話がありましたが、「認定農業者に準ずる者」の基準について、今後の事としてお話ししたいと思います。7ページ農業委員会等に関する法律施行規則第2条の第1項の「へ」ですね。ここは今後認定農業者や準ずる者が過半に満たない場合には考慮が出来る場所だと思います。今後の事です。この条文は以前あった「人・農地プラン」を指していましたが、これが地域計画となったので、この中には多様な農業者も入るので、計画に位置付けられただけでは該当はしませんが、その中でも、町の農業を今後担っていく方だと町が判断すれば、この条項に該当すると思いますので、次回の改選の際は考慮していただければと思います。

議長 　　他に何かご意見ありませんか。〇〇委員

委員 　　候補者については、異存はないのですが、私も以前農業委員をやっておりました。農業委員の大きな仕事は農地調査で、非常に大変な仕事です。こういう中で今回女性委員がたくさんなられますが、その辺も充分配慮していただかないといけないと思います。また、農業者が高齢化して行く中で、代表者にふさわしい農業委員を選出して行かないと、次回の農業委員の役職を決めていくのが難しくなっていくと思いました。

議長 　　他に質問はございませんでしょうか。

【意見・質問なし】

議長 　　それでは、お一人ずつ評価を行います。1番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 　　それでは、1番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に5番を

委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、5番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に7番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、7番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。次に10番を委員候補者としてふさわしいとの評価に賛成する方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 それでは、10番は委員候補者として、ふさわしいと評価いたします。
以上で、すべての候補者の評価が終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局 事務局よりその他といたしまして今後の農業委員の選任までの日程についてお伝えいたします。本日のこの評価委員会の審議を経まして、いただきました評価結果については、町長へ報告することとなっております。その結果を以って、町長は、農業委員会の委員の任命について議会へ上程します。議会で同意を得た後、町長が農業委員会の委員の任命を行う流れとなっております。なお、この一連の流れは、「農業委員会等に関する法律」に基づき行いますことを申し添えます。以上です。

議長 委員の皆さまから何かありませんか。ないようでしたら、事務局へお返ししたいと思います。皆さま、ご協力ありがとうございました。

スムーズに議事が進行いたしましたことに対しまして、お礼を申し上げます。それでは、事務局の方にお戻しさせていただきます。

事務局 松尾委員長ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、長与町農業委員会候補者評価委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。